

こども性暴力防止法施行準備検討会 開催要綱

1. 趣旨

令和6年6月19日に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（こども性暴力防止法）が成立し、公布日（令和6年6月26日）から2年6か月を超えない範囲において政令で定める日に施行することとされている。

その円滑な施行に向け、必要となる下位法令、ガイドライン等の検討を進めるため、有識者の参集を得て「こども性暴力防止法施行準備検討会」を開催する。

2. 検討事項

- （1）こども性暴力防止法の施行のために検討が必要な論点（制度対象、認定等、安全確保措置（早期把握、相談、調査、保護・支援、研修、犯罪事実確認、防止措置）、情報管理措置、監督等）
- （2）その他

3. 運営等

- （1）本検討会の構成員は、別紙のとおりとする。
- （2）本検討会には、座長を置く。座長は、こども家庭庁支援局長があらかじめ指名するものとする。
- （3）本検討会においては、座長が必要があると認めるときは、関係府省庁及び構成員以外の学識経験者等の参加を求めることができる。
- （4）本検討会は原則として公開するとともに、議事録を作成し、公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、会議資料及び議事録の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
- （5）本検討会の庶務は、こども家庭庁支援局参事官（こども性暴力防止担当）が行う。
- （6）この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長が定める。

こども性暴力防止法施行準備検討会 構成員名簿

氏名	所属等
磯谷文明	くれたけ法律事務所弁護士
乾貴志	大阪府高槻市こども未来部長
◎内田貴	東京大学名誉教授・弁護士
上谷さくら	桜みらい法律事務所弁護士
川田琢之	筑波大学ビジネスサイエンス系教授
齋藤梓	上智大学総合人間科学部心理学科准教授
嵯峨実允	学校法人藤華学院理事長
常石博之	公益社団法人全国学習塾協会専務理事
永井幸子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
畑澤靖子	奈良県こども・女性局長
濱田敏功	福井県教育庁学校教育監
普光院亜紀	保育園を考える親の会顧問
ブローハン聡	一般社団法人コンパスナビ代表理事
丸山純	公益社団法人全国私立保育連盟常務理事
山下宗則	鳥取県東伯郡湯梨浜町子育て支援課長
山本龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科教授

(敬称略、五十音順)

(◎座長)

※オブザーバー省庁：内閣人事局、人事院、内閣府、警察庁、個人情報保護委員会、デジタル庁、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省